

# 第44回議会運営委員会

令和5年4月21日

【開催日】 令和5年4月21日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時38分

【出席委員】

委員長	大井淳一朗	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	笹木慶之
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外議員等出席者】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏		
------	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 5月臨時会の開催申入れについて
- 2 5月臨時会の日程案について
- 3 陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）について
- 4 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより第44回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、

委員会運営に御協力のほどよろしくお願ひいたします。初めに、一般の方から撮影許可の申請がございましたので、これを許可したいと思ひます。それでは、付議事項1点目、5月臨時会の開催申入れについてです。これについて、執行部の説明を求めます。

辻村総務部長 それでは、5月臨時会開催の申入れをしたいと思ひております。提案させていただく議案等は、議案3件、承認案件3件、同意案件2件です。議案につきましては、例年の小型自動車競走事業特別会計の繰上充用についての補正に加えて、きらら交流館の条例の制定、物価高騰関連で緊急的に補正する予算などを上げさせていただきたいと思ひます。補正予算の内容につきましては、非課税世帯への支援、スマイルチケット発行等についてです。詳細はこれから詰めますが、これらを上程したいと思ひております。承認につきましては、例年、4月に国が税法を改正しており、それに沿った形で改正したいとます。これについては4月1日施行で専決しておりますので、承認をお願いしたいということです。これと併せて都市計画税条例も専決しておりますので、これら2件を併せて上程することになります。また、補正予算についてもう1点は、国の関係で、子育てひとり親世帯又は非課税世帯の子どもを扶養されている方に対して給付金を出すという制度ですが、これにつきましては国から5月末まで行うことと言われておりましたので、緊急的に専決させていただきましたので、承認をお願いしたいということです。同意案件につきましては、教育長が6月8日をもって任期満了になります。また、固定資産評価員については、人事異動によって総務部長が異動になりましたので、これについての議案を上げさせていただきたいと思ひております。以上8件の議案をお願いしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

大井淳一郎委員長 ただいま総務部長から説明がございましたが、皆さんから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは御退席いただいて結構です。

(執行部 退室)

大井淳一郎委員長 ただいま総務部長から5月臨時会の開催の申入れがございました。これを受けて会期等の調整や日程資料の作成が必要ですね。

岡田議会事務局議事係主任 少しお時間を頂けましたら、会期の調整等をさせていただきます。

大井淳一郎委員長 それでは、ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時06分 休憩

午前10時17分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。総務部長からの臨時会開催の申入れを受けて、本日の付議事項を追加して、資料を差し替えておりますので御了承ください。それでは付議事項2点目、5月臨時会の日程案については資料1のとおりです。こちらについての説明を求めます。

山田議会事務局議事係長 それでは付議事項2番、5月臨時会の日程案につきまして、執行部からの申入れを基に日程案を作成しましたので、御説明します。資料1、令和5年第2回(5月)臨時会日程案を御覧ください。今回の議案は、総務文教、民生福祉、産業建設のそれぞれの所管に関わるものと思われま。そのため、令和5年5月17日水曜日から26日金曜日までの10日間を会期として御提案します。詳細を御説明します。本会議初日は5月17日水曜日とし、本会議終了後、総務文教と民生福祉に係る委員会、分科会を同時開催としております。18日木曜日は、産業建設に係る委員会、分科会を開催としておりま

す。19日金曜日は委員会予備日とし、20日、土曜日及び21日日曜日は休会、22日月曜日及び23日火曜日は議事整理のため休会としております。24日水曜日は一般会計全体会とし、25日木曜日は休会とし、本会議最終日は26日金曜日としております。以上で説明を終わります。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がございましたが、皆さんから資料1について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは付議事項3点目、陳情書「議会活動の正常化を求める陳情について」でございます。先日、執行部からアンケート結果等の説明がございました。それに基づいて、藤田市長から高松議長宛てに「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という申入れ書が提出されております。この資料につきましては、議長から議会運営委員会に諮問したいということがございましたので、それを受けたいと思いますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）資料を読み上げます。「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営と、市民からの信頼を確保するという観点から、令和5年1月中旬に政党機関誌購読に係る勧誘、配達及び集金の実態について職員に対しアンケート調査を行いました。このアンケート調査の結果、職員が少なからず心理的な圧迫を感じていること、及び勤務時間中に勧誘等の行為を受けることで、業務の中断を余儀なくされ、市民から疑念を抱かれる恐れがあると感じていることが分かりました。ついては今後政党機関紙の勧誘配達及び集金に当たっては、職員に心理的な圧力を感じさせることのないよう御配慮いただきますよう申入れます。なお、これは政党機関紙購読の勧誘配達及び集金に係る行為そのものについて、規制を求めるものではないことを申し添えます。」という内容でございます。この申入れ書と陳情書に対する前回までの議論を踏まえて、対応を考えていきたいと思っておりますが、これについて皆さんから御意見がございましたらお願いしたいと思っております。これ陳情書の中身は、大きく3点に分かれておりまして、一つは、政党機関紙の購読活動についてで

す。それから、庁内の立入禁止区域についてです。それから、竜王中学校正門前での街宣活動についてです。3点目については後ほど議論したいと思いますので、まず1点目と2点目、特に1点目について、「こちらについて」に関する申入れが出て、議長から諮問されたわけですが、これについてはいかがでしょうか。

笹木慶之委員 市長から議長に、配慮についての申入れがあったわけですが、ここに書いてあるように「職員の政治的中立性」から始まったこの文言の全てについて、やはりこれは慎むべき事項だと思っております。ただ、詳細については会派に持ち帰って協議が必要な面もありますので、現時点ではここでとどめておきたいと思っております。厳に慎むべきだとは思っております。

大井淳一郎委員長 前提として、政党機関紙のことですので、「しんぶん赤旗」だけのことではないということです。それも踏まえて御検討いただければと思います。申入れ書の中身は、「心理的な圧力を感じた」という回答が82.7%ですね。少なからず心理的圧迫を受けている職員がいるということです。これは何とかしないといけないということですが、いかがでしょうか。

森山喜久委員 一旦会派に持ち帰って議論させていただきたいと思っております。ただ、やはり議員としては、職員と接する際に最大限の注意を払うことは大前提です。ただ会派に持ち帰るだけではなく、無会派の方々にもこの文書を配るということでもいいのです。この文書を配らないと、こういうことを言われているということが全議員に伝わらないと思っております。全議員への配布及びそれぞれの会派における協議が必要だと思っております。

大井淳一郎委員長 全議員への配布については、これは議長から諮問を受けている資料ですので、議長に御相談して、どう対応するかを考えていきたいと思っております。

伊場勇委員 先日、執行部からアンケート結果を提出していただき、その後いろいろな質疑応答があったわけです。その中でそもそもこのアンケートは、心理的圧力があつたかどうかを重点的に確認するためのアンケートであつたという答えを頂きました。その結果、43人の方が心理的な圧力を感じているということです。これはあつてはならないことが確定したと思っています。それから、市長から議長宛てにこういう文書が出されていますので、議会としても、議員に対してのルールをきちんと作るべきだと思います。いろいろな項目があると思います。庁舎管理規則がありますので、議員が勧誘、配達、集金を行う場合に、場所や時間や集金の仕方はどうなのか。また、職員への接し方についてもこういった問題が明らかになっており、議会としてもそのままにしておくべきではないと思います。きちんとルールをつくり、全議員にきちんと周知し、それを徹底することが必要だと思います。その内容については、それぞれが考えを出し合つてつくる必要があります。

大井淳一郎委員長 伊場委員から、ルールづくりが必要ではないかという意見がございました。勧誘とか集金とかをする場所とか時間とか手法とか、そういったことのルールづくり、それから、現在、心理的圧力を受けている職員が少なからずいますので、これを和らげるためにはどうしたらいいかということを含めて、各党派で考えていただきたいと思っています。

伊場勇委員 この問題については、職務に当たつて職員の政治的中立性をどのように担保するのも一つの論点だったと思います。ただ、執行部としては、政党機関紙購読の勧誘、配達及び集金に関わる行為そのものについては規制しないとあります。執行部がそれらを禁止する、自粛を求めるという対応ではないことを理解した上で議会としてのルールをつくる必要があると思います。議会が職員に対して自粛や禁止を行う権限はないと思います。ただ、議会サイドとして、議員に対してのルールを、執行部の対応も踏まえた上で考えると。執行部も箱を設置する、改めて立

入禁止区域をしっかりと周知をして、職員に対して指導するなどという回答がありましたので、それを踏まえて議会側は議員に対してのルールをつくるということだと思います。

大井淳一郎委員長 伊場委員が言われるように、議会側のルールも必要ですし、また、職員側にも協力していただきたいのは、例えば、立入禁止区域内に入るということについては、絶対に入らないように毅然とした対応をお願いしたい。また、購読に当たっても、好んで購読されるのはもちろんいいのですが、そうでない場合にはきちんと断ると。断った場合に圧力をかけないようにするという事は議会側がきちんと行いますが、職員側の協力も必要だと思います。その辺りも踏まえてルールづくりをしていけばどうかという意見がありましたので、皆さんと取りまとめていきたいと思っております。1点目について、ほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）2点目、立入禁止区域については、先ほど少し述べたところもあるのですけれども、共産党議員団は立入禁止区域内には入っていない、入るときには同意を得ていると言っておられました。同意を得てというの、これからは断ることも必要だろうと思えますし、その辺もこちらからルールづくりをしていかなければいけない案件だと思っております。

宮本政志委員 勧誘や立入禁止の件も陳情書に出ていますが、「明るいまち」でひぼう中傷するようなことが書いてあると。私の会派はここを非常に重要視しております。この件に関して議運のほうでしっかりと議論していくべきだというのが私の会派の意見ですので、ここもこの陳情書の重要な部分という意見を述べたいと思います。

大井淳一郎委員長 副委員長が言われるように「しかも、そこに折込まれる「明るいまち」には」というところからの2行にわたるところですね。ここについては議論していませんので、まず問題提起して、それから議会側がどうするかということも、次回以降決めていきたいと思っております。続い



て3点目、竜王中学校前の正門の土地での街宣についてです。これについて、私が山田議員に確認しました。再確認みたいな形になるのですが、竜王中学校の正門を出て左側に広めの緑地がございます。時と場合によって場所は違うのですが、そこを使って近隣自治会に向けた街宣活動をしているという確認が取れました。その緑地自体は山陽小野田市所有のもので、陳情者が言われている、「教育委員会が管理する」というところは符合しております。そこで街宣活動をしていたということは確認が取れました。それを踏まえて、これをどうしていくかということがあろうかと思えます。この対策等について、皆さんから何かありますか。

伊場勇委員 山田議員には場所を確認したということですが、何番地などその場所を特定せずに話を進めていっても問題ないですか。

大井淳一郎委員長 手続を踏めば、土地の地番を明らかにすることもできますので、そこをまず確認することも必要だと思います。これは私が個人的に山田議員に確認したところで、それだけでは委員会の権威にも関わりますので、一旦、市税務課固定資産税係などに行って、確認したいと思います。今、私が確認したところでは、市の土地で行っているということは確認が取れましたが、委員会として公の所有地で行っていたということを確認しなければいけないと思います。手法は委員長に一任いただければと思います。

伊場勇委員 問題となるのは、今回はたまたま市の所有地でしたが、個人所有の空き地もあるわけです。そういったときには必ず許可を取らなければいけないというルールがあると思うんです。道路であれば、警察の道路使用許可があると思います。例えば、選挙期間中などであれば少し解釈が違う街頭演説等々があると思うんですけれども、それ以外の平時の話です。その辺りは議員の皆さんは熟知されていると思ってたんですが、今回の事案はきちんと理解されていないからこういうことが起こるわけで

す。議会でルールを決める必要はないと思うんです。当たり前のことをしたらいいだけの話なので。こういう事実があったことについては、きちんとしなければいけない。注意が必要な部分もあると思いますが、それについてはどういう解釈で行ったのか。山田議員は、「やるなど言われたらしない」と言われたのですが、そういう問題じゃないと思うんです。それについてきちんと確認しないといけないのかなと思います。場所の確定等は、委員会として行っていただきたいと思います。

宮本政志委員 伊場委員が私の会派の意向を述べました。もうそのとおりです。今回、陳情者は、山田議員が、教育委員会が管理する土地において街宣活動を行ったと言われていています。陳情者が言われているとおりの教育委員会が管理する土地なのか、あるいは、また別の教育委員会が管理する土地なのか、そこはきちんと確認していかないといけない。それと、創政会としては、誰の土地だろうが所有者の了承をきちんと得てから活動しているのか、教育委員会の土地以外のところでも了承を得て使用しているのかについても、論点を整理して、議論していこうというのが私の会派の意見です。

大井淳一郎委員長 いずれにしてもそうですね。政治活動は、今回は街宣活動ですが、許可を得てやらないといけない。例えば、現職議員が市政報告会をするに当たって地域交流センターを使うときは、やはり事前の許可があるからできるので、今回のことも同じようなことだと思います。その辺りの法的な面も確認してこの問題に当たっていきたいと思っております。そのほか皆さんのほうから何かありますか。

宮本政志委員 会派からは、特に竜王中学校の正門前うんぬんというところを山田議員本人にしっかり確認したい、また、「しんぶん赤旗」の購読勧誘に関することも少し確認したい、つまり、この陳情書について全体的なことを山田議員にお聞きしたいという意向があります。もっと言えば、これは政党機関紙ですから、共産党だけではなく、公明党も配っていま

すね。できれば公明党の議員にも来ていただいて、アンケート結果をどう受け止めているか、あるいは、どういうことをしていたかを確認したいです。

大井淳一郎委員長 分かりました。政党機関紙というと公明党も関わってきますので、公明党議員2人及び共産党市議団に来ていただいて、意見を聴取することに決定したいと思います。日程等はいつになるか分かりませんが、やっていきたいと思います。（発言する者あり）陳情書そのものについては、公明党議員のことは陳情書に書かれていないので、それについては質問しません。ただ、政党機関紙の購読や集金について、これからルールづくりをするに当たって、政党機関紙に関係する者ですので、その限りで意見を聞きたいと思います。ですから、共産党市議団とは場面を変えるほうがいいかもしれませんね。その辺りを配慮しながら対応していきたいと思います。

宮本政志委員 具体的にいつぐらいに呼ぶのかは決められないですか。次回呼ぶことを正式に決めて、日時調整してうんぬんとなると、更に先になってしまうので、今日決められませんか。

大井淳一郎委員長 具体的に何日というのは難しいかもしれないです。もちろん調整したいと思いますが、どうしましょうか。暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前11時05分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。陳情書「議会活動の正常化を求める陳情について」に関する委員外議員の要請ですが、これについては調整中ですので、後ほど正式に決定したいと思います。それでは一旦置いて、付議事項4点目、申入れ書（山陽小野田市議会6月定例

会以降に開催されます本会議また委員会等市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。)についてです。これにつきましては、一般の方は写真撮影、報道の方は録音、録画を含めた撮影を許可するという方向で手続もしているところでございます。ただ1点課題が残っておりまして、音声なしの動画、録音なしでの動画撮影はどうかと。これについて少し議論すべきではないかという意見がありましたので、これについて結論を出したいと思います。

森山喜久委員 会派の中では、音声なしの動画は、客観的に動画を撮っているのか、それとも、静止画を撮っているのかの区別がつかない。区別がつかない状況の中では、なかなか論じられないという結論になりました。私たちがそういう認識だけなのかもしれないけれど、事務局はビデオ撮影か否かの区別をつける方法を知っていますか。

岡田議会事務局議事係主任 議会運営委員会の議論を受けまして、音声なしの録画方法について、インターネット等を使って調べました。その中で、例えば、音声ありで撮ったものの音声を後から消す方法、又は動画の撮影音を消す方法についてはインターネット等ですぐに発見できたのですが、撮影段階から音声を入れない方法につきましては、皆目見当がつかないというのが現状でございます。ですので、もしそういう方法があったとして、それが客観的に音声ありの録画と区別がつくものかどうかというところは、現状御回答いたしかねます。

森山喜久委員 私も同じような見解です。撮影自体の関係で、動画、静止画を区別する手段がないという話になるんですけど、実際、先ほど委員長が言ったように、一般の人は写真撮影のみという議論の中で、録音については駄目だという結論にしました。加えて動画という話になって、動画撮影は録音が前提ということであれば、それはもう無理だろうと思います。動画の音声を後から削除する形であれば、私たち手出しできないというところもありますので、あくまで写真撮影のみという形にしかなら

ないと結論づけております。

大井淳一郎委員長 至誠一心会から何かございますか。

笹木慶之委員 我々の会派は、原則的には音声なしの動画は容認できるという前提であるのだけど、問題はそれが確認できないということなんです。ということは、やはりこれは無理じゃないかという結論になっています。今、るる言われたけど、細かいことは別として、撮るときにそのことを確認できないものが、どういう形で流出するか分からないじゃないですか。歯止めがきかんじゃないかと。録音しなければ問題ないんだけど、結果的には無理が出てくるということだから、いかがなものかということなんです。

大井淳一郎委員長 音声なしの動画については、これを認めることは難しいのではないかという内容だと思います。それでまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。音声なしの動画撮影は認めないと。（発言する者あり）今のところ、動画撮影して、後で音を消す方法もあるし、もしかしたら最初から音なしで撮影できるかもしれないけど、その区別がつかないというところが問題点でした。音声なしの動画は認めないということになります。（発言する者あり）

中村議会事務局次長 今恐らくほかの委員が今悩まれたのは、音声なしの動画は認めないというところで、音声ありの動画が認められるように聞こえたのではないかと思います。動画を一切認めないのか、その区別ははっきりされたほうがよろしいんじゃないかと思います。

大井淳一郎委員長 分かりました。今問題提起されているのは、動画撮影が駄目なことは分かったから、せめて音声なしの動画ならいいんじゃないかということがあったので議論しました。しかし、それも難しいだろうということなんです。まとめとして、動画撮影は認めないということによろし

いですね。一般の方はあくまでも写真撮影のみということで決定したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項5点目、議会アドバイザーについてです。

山田議会事務局議事係長 それでは、付議事項5番、議会アドバイザーにつきまして御説明します。現在、本市議会では、議会の資質向上を目的として、専門的な知識及び経験を有する方を議会アドバイザーに委嘱しているところです。そのうちの1人である早稲田大学マニフェスト研究所ローカルマネージャーの長内紳吾先生に係る任期が令和5年4月20日で満了しました。つきましては、このことについて皆様に御協議いただきたく存じます。なお、大井委員長から御依頼があり、事前に事務局が長内先生に議会アドバイザー継続の御意向を伺ったところ、快くお引受けいただける旨の回答を得ております。

大井淳一郎委員長 引き続きお受けいただけるということです。これについて皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）長内さん、引き続きよろしくお願いいたします。それでは付議事項6点目、その他ですが、特にございませんか。

伊場勇委員 以前にも議題に出ていたような気がするんですけど、もう一度問題提起をさせていただきたい。現在、委員会はユーチューブで配信しています。ただ、ユーチューブに係る規程がないですね。例えば、公開の期限を決めるなどの規程が必要なんじゃないのかなあと思うんです。本会議中継などは、サーバーの容量の関係で古いものから消しています。ユーチューブは全世界に広がるものなんですけれども、もう議員をされていない方などへの配慮も必要だと思います。今、議会として取り組んでいるサービスの一環だと思っているんですけど、それについてもきちんと議論して決めていかなければいけないところだと思っていますので、その辺について議運で決めていきたいと思っています。

大井淳一郎委員長 ユーチューブについて、現状、ユーチューブに関する規程は特にはないですね。以前、長門市が視察に来られたときに同じ質問があって、規程はないということでしたが、まず現状を確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 委員長がおっしゃるとおり、ユーチューブについての規程はございません。アップロードした動画につきましては、現在、無期限で公開させていただいております。ただ、私どももユーチューブ様側の規約に沿ってアップロードさせていただいておりますので、例えば、ユーチューブ様側の都合で動画が削除されるなどの可能性はございます。

大井淳一郎委員長 これに基づく規定を作るとなると、どのような形になるんですか。便覧175ページ、山陽小野田市議会における本会議等の映像及びは音声に係る情報の取扱いに関する規程については、以前から議論しているところで、映像がいつまでも残っている問題を何とか解決したいというところがあるんですが、これとは違うんですよね。また別に何か作らなければいけないですか。

中村議会事務局次長 便覧175ページ、第1条の本会議等というところで、本市が今公開している会議は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会までが全て拾われています。第2条で、用語の意義を定めているところで、第1号は実況放映ということで、一般用語でいうと生中継に当たるのではないかと思います。これは本会議等の議事に関するうんぬんとなっておりますので、これは通常どおり行っております。議場であれば、ぎじろくセンターのネット中継、インターネットを利用して公開することですので、委員会室で行っているユーチューブでのライブ配信はこれに当たろうかと思います。第2号の映像配信も本会議等に関する映像となっておりますので、ここの文言がおかしいところがありまして、本会議等となっておりますので、委員会も入ってお

るんですが、映像は本会議終了後となっております。なので、委員会のことがまずここに入っていないのが一つです。恐らくこの映像は音声も含めたものではないかと推察されます。とはいえ、第4号では、本会議等の議事に関する音声を録音テープ記録媒体に記録したものであるということで、音声も別に記載があります。これも本会議等となっておりますので委員会も含めたもの、全員協議会も含めたものとなっております。戻って3号は映像情報となっております。これは本会議のみについての情報です。これは現在も記録しているものがありますので、このとおりで問題ありません。そこから見ると、第2号の映像配信というのが音声も含めたものと推察されると先ほど御説明をしましたが、これが委員会室でのユーチューブ配信も全部含めているのかが曖昧になっているというところですね。あと、本会議終了後となっておりますので、委員会や全員協議会終了後のことについて全く記載がないというところが一つ。この二つが矛盾点というか、規程にないところではないかと思えます。

大井淳一郎委員長 伊場委員から問題提起されたものを解消するために、まず、別のユーチューブに特化した規程を作る方法と、もう一つは175ページにある規程の文言を合わせる形で行う方法があると思うんですが、後者のやり方でも別に対応できるんですか。できるのであれば、ここを改正しながら、ユーチューブにも対応する形を取りたいです。何か独自につくらなければいけないというのあればまた考えます。

中村議会事務局次長 今の二つを少し事務局で検討させていただけたらと思います。次回以降の議会運営委員会に、案の案ぐらいになるかもしれませんが、文言を提示したいと思います。また、何年保存するなども関わってくると思いますので、その辺りの議論も必要になってくると思います。

宮本政志委員 公開期間の問題も出てくるし、今のユーチューブ動画と議事録は一言一句同じではないですね。そうすると、ユーチューブ動画のほうが重要性が高いのか、あるいは、議事録のほうが重要性や信憑性が高い



のかというところが会派から疑問として出ていました。175ページ以降の部分でほかにも修正や付け加え等が発生するかもしれませんので、その辺りも何か案があれば、つけ加えて教えていただければと思います。

中村議会事務局次長 時代が変わり、現在、ユーチューブのライブ配信や議場の機器を使ったライブ配信を行っております。とはいえ、こういう会議における本会議録、委員会における委員会記録は、作った記録が将来に向けての大事な公文書になろうかと思っています。宮本副委員長がおっしゃったように、実際に委員の皆様が発言されたものを事務局で修文しております。「議会運営の実際」という本等を参考にして、この度3月末に基準を設けて議長の決裁も取りました。それに基づいて言い回し等は多少変えております。ですので、インターネット上で発言された内容がそのまま記録に残っているものではありません。そういうものも加味しつつも、最初に申しました時代の流れを含めると、何年公開するのかなど深い議論が必要になってこようかと思っています。

大井淳一郎委員長 各委員が言われた、それから、事務局が言われたところをまとめて、次回以降の議会運営委員会の中で、どういった手法でやっていくのがいいのか、また議論していきたいと思っています。

宮本政志委員 創政会からもう一つ出ているのが、政倫審が一つ進行中ですが、これが終わらないことには政治倫理条例の不備を改正する議論ができないんですけど、政治倫理条例の見直しについても早急に議論するべきだと思います。委員長、その辺りもまたよろしく願います。

大井淳一郎委員長 承知いたしました。これについては以前の政倫審の附帯意見にも出ていますし、政治倫理条例の見直し等について検討してほしいという陳情書も出ておりましたので、副委員長が言われたことも含めて今後、そ上に上げていきたいと思っています。そのほかはよろしいですか。それでは、先ほどの委員外議員の出席に係る日程調整がありますので、

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。調整がつきましたので御報告とともに委員外議員の招致を決定したいと思います。5月8日10時から共産党議員2人をお呼びして、陳情書（議会活動の正常化を求める陳情について）と、政党機関紙の勧誘行為等における配慮についての申入れ書に基づく質問をしたいと思います。共産党議員2人を委員外議員として招致したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）あわせて、11時から、今度は公明党議員2人に対して、これは政党機関紙の勧誘行為等における配慮についての申出書についてお呼びするという事によろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この2点について決定しました。それでは、その他何かございますでしょうか。

高松秀樹議長 クールビズの日程を確認したいと思います。

中村議会事務局次長 まだ執行部から通知はありませんが、例年どおりであれば、5月1日からなろうと思います。恐らく5月臨時会に関する議運の日である5月11日には、その辺りをきちんとお伝えできるんではないかと思えます。例年どおりの話でいくと、本会議初日に執行部側の議会出席者からの挨拶等もありますので、皆さんにも上着を着ていただいて、それ以後はクールビズでの対応になると思います。

大井淳一郎委員長 そのほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11 時 38 分 散会

令和 5 年（2023 年）4 月 21 日

議会運営委員長 大井 淳一郎